



令和8年6月5日

報道関係者 様

守口市、大阪府社会保険労務士会と「大規模災害時における労働・社会保険等に関する相談協定」について

→ 主な概要

守口市は、大規模な災害が発生した際に、被災された市民の方々の生活再建を迅速に支援するため、大阪府社会保険労務士会と「大規模災害時における労働・社会保険等に関する相談協定」を締結します。

災害時には、住居の確保だけでなく、失業に伴う生活費、仕事上の負傷、年金の受給など、労働や社会保険に関する多くの手続きや不安が生じます。

本協定は、こうした複雑な問題に対し、労働と社会保険の専門家である社会保険労務士会に対して市が要請することで、無料で相談に応じる体制を構築するものとなっています。

これにより、被災された方々が抱える個別の課題に専門的な知識をもって対応し、一日も早く安定した生活を取り戻せるよう支援することを目的とするものです。

→ とき・ところ・内容

「守口市と大阪府社会保険労務士会との大規模災害時における労働・社会保険等に関する相談協定締結式」

日時：令和8年6月8日（月）11時30分～

場所：守口市役所4階市長応接室

【問合せ】

守口市役所危機管理室

電話 06-6992-1497（直通）